

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律案  
新旧対照条文 目次

○	医療法（昭和二十三年法律第二百五号）（抄）（第一条関係）	1
○	【公布日施行又は令和四年三月三十一日までの間において政令で定める日施行】 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）（抄）（第二条関係）	1
○	【令和四年四月一日施行】 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）（抄）（第三条関係）	2
○	【令和六年四月一日施行、令和七年四月一日施行又は令和八年四月一日施行】 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）（抄）（第四条関係）	13
○	【令和六年四月一日施行】 医師法（昭和二十三年法律第二百一十号）（抄）（第五条関係）	30
○	【令和五年四月一日施行】 医師法（昭和二十三年法律第二百一十号）（抄）（第六条関係）	34
○	【令和六年四月一日施行又は令和七年四月一日施行】 歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二二号）（抄）（第七条関係）	36
○	【令和六年四月一日施行】 歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二二号）（抄）（第八条関係）	38
○	【令和八年四月一日施行】 診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）（抄）（第九条関係）	40
○	【令和三年十月一日施行】 臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）（抄）（第十条関係）	42
○	【令和三年十月一日施行】 臨床工学技士法（昭和六十二年法律第六十号）（抄）（第十一条関係）	45
○	【令和三年十月一日施行】	46

- 救急救命士法（平成三年法律第三十六号）（抄）（第十二条関係）  
【令和三年十月一日施行】
- 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）（抄）（第十三条関係）  
【令和三年四月一日若しくは公布日のいずれか遅い日施行又は令和四年三月三十一日までの間において政令で定める日施行】
- 良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十四号）（抄）（第十四条関係）  
【公布日施行】
- 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）（抄）（附則第十九条関係）  
【令和五年四月一日施行】
- 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）（抄）（附則第二十条関係）  
【令和七年四月一日施行】
- 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第二百二十九号）（抄）（附則第二十一条関係）  
【令和五年四月一日施行又は令和六年四月一日施行】
- 外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律（昭和六十二年法律第二十九号）（抄）（附則第二十二条関係）  
【令和三年十月一日施行】
- 武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第一百七号）（抄）（附則第二十三条関係）  
【令和三年十月一日施行】
- 独立行政法人地域医療機能推進機構法（平成十七年法律第七十一号）（抄）（附則第二十四条関係）  
【令和六年四月一日施行】
- 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五十二号）（抄）（附則第二十五条関係）  
【令和三年四月一日若しくは公布日のいずれか遅い日施行又は令和四年三月三十一日までの間において政令で定める日施行】
- 防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）（抄）（附則第二十七条関係）  
【令和七年四月一日施行】

○ 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）（抄）（第一条関係）

【公布日施行又は令和四年三月三十一日までの間において政令で定める日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>第百四条 都道府県は、平成二十五年四月一日から令和五年三月三十一日までの間、医療計画を作成するに当たっては、離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域における医療の特殊事情に鑑み、当該地域において医師等の確保、病床の確保等により必要な医療が確保されるよう適切な配慮をするものとする。</p> <p>第百五条 厚生労働大臣は、労働が長時間にわたる医師の労働時間を短縮し、及びその健康を確保することにより、医師が良質かつ適切な医療を行うことができるよう、当分の間において国及び都道府県並びに病院又は診療所の管理者その他の関係者が適切に対処するために必要な指針を定め、これを公表するものとする。</p> <p>第百六条 都道府県は、当分の間、第三十条の十四第一項、第三十条の十八の二第一項及び第三十条の二十三第一項の協議を行うに当たっては、前条の指針を勘案するものとする。</p>	<p>附 則</p> <p>第百四条 都道府県は、平成二十五年四月一日から平成三十五年三月三十一日までの間、医療計画を作成するに当たっては、離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域における医療の特殊事情に鑑み、当該地域において医師等の確保、病床の確保等により必要な医療が確保されるよう適切な配慮をするものとする。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

○ 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）（抄）（第二条関係）  
 【令和四年四月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章～第四章（略）</p> <p>第五章（略）</p> <p>第一節～第三節（略）</p> <p>第四節 地域における外来医療に係る医療提供体制の確保（第三十条の十八の二）        第三十条の十八の四）</p> <p>第五節・第六節（略）</p> <p>第六章～第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>第二十九条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合において        は、地域医療支援病院の承認を取り消すことができる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 地域医療支援病院の開設者が第二十四条第一項、第三十条の        十三第五項又は第三十条の十八の二第二項の規定に基づく命令        に違反したとき。</p> <p>四～七（略）</p> <p>4 厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合において        は、特定機能病院の承認を取り消すことができる。</p> <p>一・二（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第四章（略）</p> <p>第五章（略）</p> <p>第一節～第三節（略）</p> <p>第四節 地域における外来医療に係る医療提供体制の確保（第        三十条の十八の二）</p> <p>第五節・第六節（略）</p> <p>第六章～第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>第二十九条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合において        は、地域医療支援病院の承認を取り消すことができる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 地域医療支援病院の開設者が第二十四条第一項又は第三十条        の十三第五項の規定に基づく命令に違反したとき。</p> <p>四～七（略）</p> <p>4 厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合において        は、特定機能病院の承認を取り消すことができる。</p> <p>一・二（略）</p>

三 特定機能病院の開設者が第二十四条第二項、第三十条の十三第五項又は第三十条の十八の二第二項の規定に基づく命令に違反したとき。

四〇七 (略)

五〇七 (略)

## 第五章 医療提供体制の確保

第三十条の三の二 (略)

2 厚生労働大臣は、前条第二項第七号に掲げる事項を定め、又はこれを変更するために必要があると認めるときは、都道府県知事又は第三十条の十八の二第一項に規定する外来機能報告対象病院等若しくは第三十条の十八の三第一項に規定する無床診療所の開設者若しくは管理者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、第三十条の十八の二第一項又は第三十条の十八の三第一項の規定による報告の内容その他の必要な情報の提供を求めることができる。

第三十条の五 都道府県は、医療計画を作成し、又は医療計画に基づく事業を実施するために必要があると認めるときは、市町村その他の官公署、介護保険法第七条第七項に規定する医療保険者（第三十条の十四第一項及び第三十条の十八の四第一項において「医療保険者」という。）又は医療提供施設の開設者若しくは管理者に対し、当該都道府県の区域内における医療提供施設の機能に関する情報その他の必要な情報の提供を求めることができる。

第三十条の十三 病院又は診療所であつて療養病床又は一般病床を有するもの（以下「病床機能報告対象病院等」という。）の管理

三 特定機能病院の開設者が第二十四条第二項又は第三十条の十三第五項の規定に基づく命令に違反したとき。

四〇七 (略)

五〇七 (略)

## 第五章 医療提供体制の確保

第三十条の三の二 (略)  
(新設)

第三十条の五 都道府県は、医療計画を作成し、又は医療計画に基づく事業を実施するために必要があると認めるときは、市町村その他の官公署、介護保険法第七条第七項に規定する医療保険者（第三十条の十四第一項及び第三十条の十八の二第一項において「医療保険者」という。）又は医療提供施設の開設者若しくは管理者に対し、当該都道府県の区域内における医療提供施設の機能に関する情報その他の必要な情報の提供を求めることができる。

第三十条の十三 病院又は診療所であつて一般病床又は療養病床を有するもの（以下「病床機能報告対象病院等」という。）の管理

者は、地域における病床の機能の分化及び連携の推進のため、厚生労働省令で定めるところにより、当該病床機能報告対象病院等の病床の機能に応じ厚生労働省令で定める区分（以下「病床の機能区分」という。）に従い、次に掲げる事項を当該病床機能報告対象病院等の所在地の都道府県知事に報告しなければならない。

一～四（略）

2～6（略）

第三十条の十四 都道府県は、構想区域その他の当該都道府県の知事が適当と認める区域（第三十条の十六第一項及び第三十条の十八の四第三項において「構想区域等」という。）ごとに、診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者、医療保険者その他の関係者（以下この条において「関係者」という。）との協議の場（第三十条の十八の四第一項及び第二項並びに第三十条の二十三第一項を除き、以下「協議の場」という。）を設け、関係者との連携を図りつつ、医療計画において定める将来の病床数の必要量を達成するための方策その他の地域医療構想の達成を推進するために必要な事項について協議を行うものとする。

2・3（略）

第四節 地域における外来医療に係る医療提供体制の確保

第三十条の十八の二 病床機能報告対象病院等であつて外来医療を提供するもの（以下この条において「外来機能報告対象病院等」という。）の管理者は、地域における外来医療に係る病院及び診療所の機能の分化及び連携の推進のため、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を当該外来機能報告対象病院等の所在地の都道府県知事に報告しなければならない。

者は、地域における病床の機能の分化及び連携の推進のため、厚生労働省令で定めるところにより、当該病床機能報告対象病院等の病床の機能に応じ厚生労働省令で定める区分（以下「病床の機能区分」という。）に従い、次に掲げる事項を当該病床機能報告対象病院等の所在地の都道府県知事に報告しなければならない。

一～四（略）

2～6（略）

第三十条の十四 都道府県は、構想区域その他の当該都道府県の知事が適当と認める区域（第三十条の十六第一項及び第三十条の十八の二第三項において「構想区域等」という。）ごとに、診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者、医療保険者その他の関係者（以下この条において「関係者」という。）との協議の場（第三十条の十八の二第一項及び第二項並びに第三十条の二十三第一項を除き、以下「協議の場」という。）を設け、関係者との連携を図りつつ、医療計画において定める将来の病床数の必要量を達成するための方策その他の地域医療構想の達成を推進するために必要な事項について協議を行うものとする。

2・3（略）

第四節 地域における外来医療に係る医療提供体制の確保

（新設）

- 一 当該外来機能報告対象病院等において提供する外来医療のうち、その提供に当たつて医療従事者又は医薬品、医療機器その他の医療に関する物資を重点的に活用するものとして厚生労働省令で定める外来医療に該当するものの内容
  - 二 当該外来機能報告対象病院等が地域において前号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な病院又は診療所としての役割を担う意向を有する場合は、その旨
  - 三 その他厚生労働省令で定める事項
- 2 都道府県知事は、外来機能報告対象病院等の管理者が前項（第二号に係る部分を除く。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、期間を定めて、当該外来機能報告対象病院等の開設者に対し、当該管理者をしてその報告を行わせ、又はその報告の内容を是正させることを命ずることができる。
  - 3 第三十条の十三第三項、第四項及び第六項の規定は、第一項の規定による報告について準用する。この場合において、同条第三項中「病床機能報告対象病院等」とあるのは「外来機能報告対象病院等」と、同条第六項中「前項」とあるのは「第三十条の十八の第二項」と、「病床機能報告対象病院等」とあるのは「外来機能報告対象病院等」と読み替えるものとする。
- 第三十条の十八の三 患者を入院させるための施設を有しない診療所（以下この条において「無床診療所」という。）の管理者は、地域における外来医療に係る病院及び診療所の機能の分化及び連携の推進のため、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を当該無床診療所の所在地の都道府県知事に報告することができる。
- 一 当該無床診療所において提供する外来医療のうち、前条第一項第一号の厚生労働省令で定める外来医療に該当するものの内

（新設）

容

二 当該無床診療所が地域において前条第一項第一号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な診療所としての役割を担う意向を有する場合は、その旨

三 その他厚生労働省令で定める事項

2 第三十条の十三第三項及び第四項の規定は、前項の規定による報告について準用する。この場合において、同条第三項中「病床機能報告対象病院等」とあるのは、「無床診療所」と読み替えるものとする。

第三十条の十八の四 都道府県は、第三十条の四第二項第十四号に規定する区域その他の当該都道府県の知事が適当と認める区域（第三項において「対象区域」という。）ごとに、診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者、医療保険者その他の関係者（以下この項及び次項において「関係者」という。）との協議の場を設け、関係者との連携を図りつつ、次に掲げる事項（第三号から第五号までに掲げる事項については、外来医療に係る医療提供体制の確保に関するものに限る。第三項において同じ。）について協議を行い、その結果を取りまとめ、公表するものとする。

一 (略)

二 第三十条の十八の二第一項及び前条第一項の規定による報告を踏まえた第三十条の十八の二第一項第一号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な病院又は診療所に関する事項

三 前号に掲げるもののほか、病院及び診療所の機能の分化及び連携の推進に関する事項

四 (略)

2 (略)

第三十条の十八の二 都道府県は、第三十条の四第二項第十四号に規定する区域その他の当該都道府県の知事が適当と認める区域（第三項において「対象区域」という。）ごとに、診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者、医療保険者その他の関係者（以下この項及び次項において「関係者」という。）との協議の場を設け、関係者との連携を図りつつ、次に掲げる事項（第二号から第四号までに掲げる事項については、外来医療に係る医療提供体制の確保に関するものに限る。第三項において同じ。）について協議を行い、その結果を取りまとめ、公表するものとする。

一 (略)  
(新設)

二 病院及び診療所の機能の分化及び連携の推進に関する事項

三 (略)

2 (略)



第九十二条 第三十条の十三第五項又は第三十条の十八の二第二項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の過料に処する。

#### 附 則

第百六条 都道府県は、当分の間、第三十条の十四第一項、第三十条の十八の四第一項及び第三十条の二十三第一項の協議を行うに当たつては、前条の指針を勘案するものとする。

第百七条 厚生労働大臣は、当分の間、労働が長時間にわたる医師の労働時間を短縮するための病院又は診療所における取組を評価することにより医師による良質かつ適切な医療の効率的な提供に資することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条に規定する業務を適切かつ確実に行うことができることと認められるものを、その申請により、医療機関勤務環境評価センターとして指定することができる。

2| 厚生労働大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該医療機関勤務環境評価センターの名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3| 医療機関勤務環境評価センターは、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

4| 厚生労働大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

第百八条 医療機関勤務環境評価センターは、次に掲げる業務を行

第九十二条 第三十条の十三第五項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の過料に処する。

#### 附 則

第百六条 都道府県は、当分の間、第三十条の十四第一項、第三十条の十八の二第一項及び第三十条の二十三第一項の協議を行うに当たつては、前条の指針を勘案するものとする。

(新設)

(新設)

うものとする。

一 病院又は診療所の管理者からの求めに応じ、当該病院又は診療所に勤務する医師の労働時間の短縮のための取組の状況その他厚生労働省令で定める事項について評価を行うこと。

二 病院又は診療所における医師の労働時間の短縮のための取組について、病院又は診療所の管理者に対し、必要な助言及び指導を行うこと。

三 前二号に掲げるもののほか、医師による良質かつ適切な医療の効率的な提供に資するよう、病院又は診療所における医師の労働時間の短縮を促進するための業務を行うこと。

2 医療機関勤務環境評価センターは、前項各号に掲げる業務を行うに当たっては、第二百五条の指針を勘案しなければならない。

第九百九条 医療機関勤務環境評価センターは、前条第一項第一号の評価を行ったときは、遅滞なく、当該評価に係る病院又は診療所の管理者及び当該病院又は診療所の所在地の都道府県知事に対して、その評価の結果を通知しなければならない。

第九百十条 医療機関勤務環境評価センターは、第九百八条第一項第一号の評価を受けようとする者から、医療機関勤務環境評価センターが厚生労働大臣の認可を受けて定める額の手数料を徴収することができる。

第九百十一条 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、第九百九条の規定により通知された評価の結果を公表しなければならない。

2 都道府県知事は、第九百九条の規定による評価の結果の通知を受けたときは、当該評価に係る病院又は診療所に対し、必要に応じ

(新設)

(新設)

(新設)

、当該病院又は診療所に勤務する医師の労働時間の短縮に有用な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。

3 都道府県又は第三十条の二十一第二項の規定による委託を受けた者は、当分の間、同条第一項各号に掲げる事務又は当該委託に係る事務を実施するに当たり、同条第三項各号に掲げる事項に加え、第一項の規定により公表された評価の結果について特に留意するものとする。

第百十二条 医療機関勤務環境評価センターは、第百八条第一項各号に掲げる業務（以下「評価等業務」という。）を行うときは、その開始前に、評価等業務の実施方法に関する事項その他の厚生労働省令で定める事項について評価等業務に関する規程（次項及び第百二十二条第一項第三号において「業務規程」という。）を定め、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 厚生労働大臣は、前項の認可をした業務規程が評価等業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、当該業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

第百十三条 医療機関勤務環境評価センターは、毎事業年度、厚生労働省令で定めるところにより、評価等業務に関する事業計画書及び収支予算書を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 医療機関勤務環境評価センターは、厚生労働省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、評価等業務に関する事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

第百十四条 医療機関勤務環境評価センターは、評価等業務以外の

（新設）

（新設）

（新設）

業務を行つてゐる場合には、当該業務に係る経理と評価等業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

第百十五条 医療機関勤務環境評価センターは、厚生労働大臣の許可を受けなければ、評価等業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(新設)

第百十六条 医療機関勤務環境評価センターの役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、評価等業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(新設)

第百十七条 医療機関勤務環境評価センターは、厚生労働省令で定めるところにより、評価等業務の一部を、厚生労働大臣の承認を受けて、他の者に委託することができる。

(新設)

2 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該委託に係る業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第百十八条 医療機関勤務環境評価センターには、評価等業務諮問委員会を置かなければならない。

(新設)

2 評価等業務諮問委員会は、医療機関勤務環境評価センターの代表者の諮問に応じ、評価等業務の実施方法、評価等業務に基づく評価の結果その他評価等業務の実施に関する重要事項を調査審議し、及びこれらに関し必要と認める意見を医療機関勤務環境評価センターの代表者に述べることができる。

3 評価等業務諮問委員会の委員は、医療に関して高い識見を有する者、労働に関して高い識見を有する者その他学識経験を有する者のうちから、厚生労働大臣の認可を受けて、医療機関勤務環境

評価センターの代表者が任命する。

第百十九条 医療機関勤務環境評価センターは、厚生労働省令で定めるところにより、帳簿を備え、評価等業務に関し厚生労働省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

第百二十条 厚生労働大臣は、評価等業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、医療機関勤務環境評価センターに対し、評価等業務若しくは資産の状況に関し必要な報告を命じ、又は当該職員に、医療機関勤務環境評価センターの事務所に立ち入り、評価等業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第六条の二十四第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第百二十一条 厚生労働大臣は、この法律を施行するために必要な限度において、医療機関勤務環境評価センターに対し、評価等業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

第百二十二条 厚生労働大臣は、医療機関勤務環境評価センターが次の各号のいずれかに該当するときは、第一百七条第一項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）を取り消すことができる。

- 一 評価等業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。
- 二 指定に関し不正の行為があつたとき。
- 三 この法律の規定若しくは当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき、又は第百十二条第一項の認可を受けた業務規

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

程によらないで評価等業務を行ったとき。

2| 厚生労働大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第二百二十三条 第七十七条から前条までに規定するもののほか、医療機関勤務環境評価センターに関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第二百二十四条 第六十六条又は第六十七条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二百五条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした医療機関勤務環境評価センターの役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第六十五条の許可を受けないで、評価等業務の全部を廃止したとき。

二 第十九条の規定による帳簿の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

三 第二十条第一項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

(新設)

(新設)

(新設)

○ 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）（抄）（第三条関係）  
 【令和六年四月一日施行、令和七年四月一日施行又は令和八年四月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第三十条の四（略）</p> <p>2 医療計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 次に掲げる医療の確保に必要な事業（以下「救急医療等確保事業」という。）に関する事項（二）に掲げる医療については、その確保が必要な場合に限る。）</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ そのまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症がまん延し、又はそのおそれがあるときにおける医療</p> <p>ニ～ヘ（略）</p> <p>ト イからハまでに掲げるもののほか、都道府県知事が当該都道府県における疾病の発生の状況等に照らして特に必要と認める医療</p> <p>六～十七（略）</p> <p>3（略）</p> <p>4 都道府県は、第二項第二号に掲げる事項を定めるに当たつては、次に掲げる事項に配慮しなければならない。</p> <p>一 医療連携体制の構築の具体的な方策について、第二項第四号の厚生労働省令で定める疾病又は同項第五号イからトまでに掲げる医療若しくは居宅等における医療ごとに定めること。</p> <p>二～四（略）</p>	<p>第三十条の四（略）</p> <p>2 医療計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 次に掲げる医療の確保に必要な事業（以下「救急医療等確保事業」という。）に関する事項（ハ）に掲げる医療については、その確保が必要な場合に限る。）</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>（新設）</p> <p>ハ～ホ（略）</p> <p>ヘ イからホまでに掲げるもののほか、都道府県知事が当該都道府県における疾病の発生の状況等に照らして特に必要と認める医療</p> <p>六～十七（略）</p> <p>3（略）</p> <p>4 都道府県は、第二項第二号に掲げる事項を定めるに当たつては、次に掲げる事項に配慮しなければならない。</p> <p>一 医療連携体制の構築の具体的な方策について、第二項第四号の厚生労働省令で定める疾病又は同項第五号イからヘまでに掲げる医療若しくは居宅等における医療ごとに定めること。</p> <p>二～四（略）</p>

5 / 18 (略)

第三十五条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、公的医療機関の開設者又は管理者に対して、次の事項を命ずることができる。

一 (略)

二 医師法第十一条第二号若しくは歯科医師法第十一条第二項第二号の規定による実地修練又は医師法第十六条の二第一項若しくは歯科医師法第十六条の二第一項の規定による臨床研修を行わせるのに必要な条件を整備すること。

三 (略)

2 (略)

附則

第一百七七条 病院又は診療所の管理者は、当分の間、当該病院又は診療所に勤務する医師の健康状態を把握し、適切に対応するために必要な体制を整備しなければならない。

第一百八条 病院又は診療所の管理者は、当分の間、当該病院又は診療所に勤務する医師のうち、各月の労働時間の状況が厚生労働省令で定める要件に該当する者（以下この条において「面接指導対象医師」という。）に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師（面接指導対象医師に対し、面接指導（問診その他の方法により心身の状況を把握し、これにに応じて面接により必要な指導を行うこと）をいう。以下同じ。）を行うのに適切な者として厚生労働省令で定める要件に該当する者に限る。以下この条において「面接指導実施医師」という。）による面接指導を行わなければならない。

5 / 18 (略)

第三十五条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、公的医療機関の開設者又は管理者に対して、次の事項を命ずることができる。

一 (略)

二 医師法第十一条第二号若しくは歯科医師法第十一条第二号の規定による実地修練又は医師法第十六条の二第一項若しくは歯科医師法第十六条の二第一項の規定による臨床研修を行わせるのに必要な条件を整備すること。

三 (略)

2 (略)

附則

(新設)

(新設)



- 2 | 面接指導対象医師は、前項の規定により病院又は診療所の管理者が行う面接指導を受けなければならない。ただし、当該管理者の指定した面接指導実施医師が行う面接指導を受けることを希望しない場合において、他の面接指導実施医師の行う同項の規定による面接指導に相当する面接指導を受け、その結果を証明する書面を当該管理者に提出したときは、この限りでない。
- 3 | 病院又は診療所の管理者は、面接指導実施医師に対し、厚生労働省令で定めるところにより、面接指導対象医師の労働時間に関する情報その他の面接指導実施医師が面接指導を適切に行うために必要な情報として厚生労働省令で定めるものを提供しなければならない。
- 4 | 病院又は診療所の管理者は、第一項又は第二項ただし書の規定による面接指導の結果に基づき、当該面接指導対象医師の健康を保持するために必要な措置について、厚生労働省令で定めるところにより、面接指導実施医師の意見を聴かなければならない。
- 5 | 病院又は診療所の管理者は、前項の規定による面接指導実施医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該面接指導対象医師の実情を考慮して、厚生労働省令で定めるところにより、労働時間の短縮、宿直の回数の減少その他の適切な措置を講じなければならない。
- 6 | 病院又は診療所の管理者は、面接指導対象医師について、各月の当該面接指導対象医師の労働時間の状況が特に長時間であるものとして厚生労働省令で定める要件に該当する場合には、厚生労働省令で定めるところにより、労働時間の短縮のために必要な措置を講じなければならない。
- 7 | 病院又は診療所の管理者は、厚生労働省令で定めるところにより、第一項及び第二項ただし書の規定による面接指導、第四項の規定による面接指導実施医師の意見の聴取並びに前二項の規定に

よる措置の内容を記録し、これを保存しなければならない。

8 | 面接指導対象医師に対し、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十六条の八第一項の規定による面接指導（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）が行われている場合には、第一項の規定にかかわらず、同項の規定による面接指導を行うことを要しない。

第百九条 病院又は診療所の管理者は、地域の病院又は診療所において前条第一項の規定による面接指導が適切に実施されるよう、第百五条の指針に従い、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

第百十条 病院又は診療所の管理者は、当分の間、当該病院又は診療所に勤務する医師のうち、その予定されている労働時間の状況（一年の期間に係るものに限る。第百二十三条第一項において同じ。）が厚生労働省令で定める要件に該当する者（同項に規定する特定対象医師を除き、以下この条において「対象医師」という。）に対し、当該対象医師ごとに厚生労働省令で定める業務の開始から厚生労働省令で定める時間を経過するまでに、厚生労働省令で定めるところにより、継続した休息時間を確保するよう努めなければならない。ただし、当該業務の開始から厚生労働省令で定める時間を経過するまでに、厚生労働省令で定めるところにより対象医師を宿日直勤務（厚生労働大臣の定める基準に適合するものに限る。第三項並びに第百二十三条第一項及び第三項において同じ。）に従事させる場合は、この限りでない。

2 | 病院又は診療所の管理者は、対象医師に対し、前項に規定する休息時間を確保しなかつた場合には、厚生労働省令で定めるところにより、事後において、これに相当する休息時間を確保するよ

（新設）

（新設）

う努めなければならない。

3| 第一項ただし書の場合において、当該病院又は診療所の管理者は、当該宿日直勤務中に、当該対象医師を労働させたときは、当該宿日直勤務後に、当該対象医師に対し、厚生労働省令で定めるところにより、必要な休息時間を確保するよう努めなければならない。

第百十一条 都道府県知事は、病院又は診療所の管理者が、正当な理由がなく、第七十条に規定する必要な体制の整備をしていないと認めるとき、第八十条第一項の規定による面接指導を行っていないと認めるとき（同条第二項ただし書に規定する書面が提出されている場合及び同条第八項に規定する場合を除く。）又は同条第六項に規定する必要な措置を講じていないと認めるときは、当該病院又は診療所の開設者に対し、期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第百十二条 第八十条から第一百条までに規定するもののほか、第八十条第一項の規定による面接指導の実施又は第八十条第一項本文、第二項若しくは第三項の規定による休息時間の確保に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第百十三条 都道府県知事は、当分の間、次に掲げる医療のいずれかを提供するために医師をやむを得ず長時間従事させる必要がある業務として厚生労働省令で定めるものがあると認められる病院又は診療所（当該都道府県の区域に所在するものに限る。）を、当該病院又は診療所の開設者の申請により、特定地域医療提供機関として指定することができる。

一 救急医療

（新設）

（新設）

（新設）

- 二 居宅等における医療
- 三 地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療
- 2 前項の規定による指定の申請は、厚生労働省令で定める事項を記載した申請書に、同項に規定する業務に従事する医師の労働時間の短縮に関する計画（以下「労働時間短縮計画」という。）の案を添えてしなければならない。
- 3 都道府県知事は、第一項の申請に係る病院又は診療所が次に掲げる要件に該当すると認めるときは、同項の規定による指定をすることができる。
  - 一 前項の労働時間短縮計画の案が、当該病院又は診療所に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものであること
  - 二 第百八条第一項の規定による面接指導並びに第百二十三条第一項本文及び第二項後段の規定による休息時間の確保を行うことができない体制が整備されていること。
  - 三 労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものの違反に關し、法律に基づく処分、公表その他の措置が講じられた事実であつて厚生労働省令で定めるものがないこと。
- 4 都道府県知事は、第一項の規定による指定をするに当たつては、第百三十二条の規定により通知を受けた同項の申請に係る病院又は診療所の評価の結果を踏まえないならない。
- 5 都道府県知事は、第一項の規定による指定をするに当たつては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。
- 6 都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

7 | 都道府県知事は、この条の規定の施行に必要な限度において、  
第百三十条第一項の医療機関勤務環境評価センター（第百十六条  
第一項において単に「医療機関勤務環境評価センター」という。  
）に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

第百十四条 特定地域医療提供機関の管理者は、前条第一項の規定  
による指定を受けた後、遅滞なく、労働時間短縮計画を定めなけ  
ればならない。

第百十五条 第百十三条第一項の規定による指定は、三年ごとにそ  
の更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失  
う。

2 | 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下こ  
の条において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにそ  
の申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有  
効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を  
有する。

3 | 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の  
有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算す  
るものとする。

4 | 前二条の規定は、第一項の規定による指定の更新について準用  
する。

第百十六条 特定地域医療提供機関の開設者は、第百十三条第一項  
に規定する業務の変更（厚生労働省令で定める軽微な変更を除く  
。）をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより  
、当該特定地域医療提供機関の指定をした都道府県知事の承認を

（新設）

（新設）

（新設）

受けなければならない。この場合において、当該特定地域医療提供機関の管理者は、あらかじめ、当該特定地域医療提供機関に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて、労働時間短縮計画の見直しのための検討を行い、必要な変更を加えるとともに、厚生労働省令で定めるところにより、医療機関勤務環境評価センターによる第三百三十一条第一項第一号の評価を受けなければならない。

2| 第七十三条第二項から第七項までの規定は、前項の規定による承認について準用する。この場合において、同条第二項中「同項」とあるのは「第三百三十一条」と、同項及び同条第三項第一号中「の案」とあるのは「の変更の案」と読み替えるものとする。

第七十七條 都道府県知事は、特定地域医療提供機関が次のいずれ

かに該当するときは、第七十三条第一項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）を取り消すことができる。

一 第七十三条第一項に規定する業務がなくなつたと認められるとき。

二 第七十三条第三項各号に掲げる要件を欠くに至つたと認められるとき。

三 指定に関し不正の行為があつたとき。

四 特定地域医療提供機関の開設者が第七十一条又は第二百二十六条の規定に基づく命令に違反したとき。

2| 都道府県知事は、前項の規定により指定を取り消すに当たつては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。

3| 都道府県知事は、第一項の規定により指定を取り消したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(新設)

第百十八条 都道府県知事は、当分の間、他の病院又は診療所に厚生労働省令で定めるところにより医師の派遣（医療提供体制の確保のために必要と認められるものに限る。）を行うことによつて当該派遣をされる医師の労働時間がやむを得ず長時間となる病院又は診療所（当該都道府県の区域に所在するものに限る。）を、当該病院又は診療所の開設者の申請により、連携型特定地域医療提供機関として指定することができる。

2 第百十三条第二項から第七項まで、第百十四条及び第百十五条の規定は前項の規定による連携型特定地域医療提供機関の指定について、第百十六条の規定は連携型特定地域医療提供機関の同項に規定する派遣をされる医師の業務の変更について、前条の規定は同項の規定による連携型特定地域医療提供機関の指定の取消しについて、それぞれ準用する。この場合において、第百十三条第二項中「同項に規定する業務に従事する医師」とあるのは「他の病院又は診療所に派遣される医師（第百十八条第一項に規定する派遣に係るものに限る。）」と、同条第七項中「この条」とあるのは「第百十八条」と、前条第一項第一号中「第百十三条第一項に規定する業務がなくなつた」とあるのは「次条第一項に規定する医師の派遣が行われなくなつた」と、同項第二号中「第百十三条第三項各号」とあるのは「次条第二項において準用する第百十三条第三項各号」と読み替えるものとする。

第百十九条 都道府県知事は、当分の間、次の各号のいずれかに該当する病院又は診療所であつて、それぞれ当該各号に定める医師をやむを得ず長時間従事させる必要がある業務として厚生労働省令で定めるものがあると認められるもの（当該都道府県の区域に所在するものに限る。）を、当該病院又は診療所の開設者の申請

（新設）

（新設）

により、技能向上集中研修機関として指定することができる。

一 医師法第十六条の二第一項の都道府県知事の指定する病院  
同項の臨床研修を受ける医師

二 医師法第十六条の十一第一項の研修を行う病院又は診療所  
当該研修を受ける医師

2

第百十三條第二項から第七項まで、第百十四條及び第百十五條の規定は前項の規定による技能向上集中研修機関の指定について、第百十六條の規定は技能向上集中研修機関の同項に規定する業務の変更について、第百十七條の規定は同項の規定による技能向上集中研修機関の指定の取消しについて、それぞれ準用する。この場合において、第百十三條第二項中「同項に規定する業務に従事する」とあるのは「第百十九條第一項に規定する業務に従事する同項各号に定める」と、同條第七項中「この條」とあるのは「第百十九條」と、第百十七條第一項第一号中「第百十三條第一項」とあるのは「第百十九條第一項」と、同項第二号中「第百十三條第三項各号」とあるのは「第百十九條第二項において準用する第百十三條第三項各号」と読み替えるものとする。

第百二十條 都道府県知事は、当分の間、特定分野（医療の分野のうち高度な技能を有する医師を育成することが公益上特に必要と認められるものとして厚生労働大臣が公示したものをいう。）における高度な技能を有する医師を育成するために、当該技能の修得のための研修を行う病院又は診療所であつて、当該研修を受ける医師（当該研修を受けることが適当と認められる者として厚生労働省令で定める要件に該当する者に限る。）をやむを得ず長時間従事させる必要がある業務として厚生労働省令で定めるものがある」と認められるもの（当該都道府県の区域に所在するもの）であつて、当該研修を効率的に行う能力を有することについて厚生労働

（新設）



働大臣の確認を受けたものに限る。)を、当該病院又は診療所の開設者の申請により、特定高度技能研修機関として指定することができる。

2 第百十三条第二項から第七項まで、第百十四条及び第百十五条の規定は前項の規定による特定高度技能研修機関の指定について、第百十六条の規定は特定高度技能研修機関の同項に規定する業務の変更について、第百十七条の規定は同項の規定による特定高度技能研修機関の指定の取消しについて、それぞれ準用する。この場合において、第百十三条第二項中「同項に規定する業務に従事する」とあるのは「第百二十条第一項に規定する業務に従事する同項に規定する研修を受ける」と、同条第七項中「この条」とあるのは「第百二十条」と、第百十七条第一項第一号中「第百十三条第一項」とあるのは「第百二十条第一項」と、同項第二号中「第百十三条第三項各号」とあるのは「第百二十条第二項において準用する第百十三条第三項各号」と読み替えるものとする。

第百二十一条 前条第一項の確認を受けようとする病院又は診療所は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

2 厚生労働大臣は、前条第一項の確認に係る事務の全部又は一部を、厚生労働省令で定める者に委託することができる。

3 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該委託に係る事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第百二十二条 特定地域医療提供機関、連携型特定地域医療提供機関、技能向上集中研修機関及び特定高度技能研修機関(以下「特定労務管理対象機関」と総称する。)の管理者は、労働時間短縮

(新設)

(新設)

計画に基づき、医師の労働時間の短縮のための取組を実施しなければならぬ。

2 特定労務管理対象機関の管理者は、三年を超えない範囲内で厚生労働省令で定める期間ごとに、当該特定労務管理対象機関に勤務する医師その他関係者の意見を聴いた上で、労働時間短縮計画についてその見直しのための検討を行い、必要があると認めるときは、労働時間短縮計画の変更をするとともに、厚生労働省令で定めるところにより、当該変更後の労働時間短縮計画を当該特定労務管理対象機関の指定をした都道府県知事に提出しなければならない。

3 特定労務管理対象機関の管理者は、前項の規定により労働時間短縮計画についてその見直しのための検討を行った結果、その変更をしないときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を当該特定労務管理対象機関の指定をした都道府県知事に届け出なければならない。

第二百二十三条 特定労務管理対象機関の管理者は、当該特定労務管理対象機関に勤務する医師のうち、その予定されている労働時間の状況が厚生労働省令で定める要件に該当する者（以下この条及び次条において「特定対象医師」という。）に対し、当該特定対象医師ごとに厚生労働省令で定める業務の開始から厚生労働省令で定める時間を経過するまでに、厚生労働省令で定めるところにより、継続した休息時間を確保しなければならない。ただし、当該業務の開始から厚生労働省令で定める時間を経過するまでに、厚生労働省令で定めるところにより特定対象医師を宿日直勤務に従事させる場合は、この限りでない。

2 特定労務管理対象機関の管理者が、厚生労働省令で定めるやむを得ない理由により、前項の規定により確保することとした休息

(新設)

時間（以下この項において「休息予定時間」という。）中に特定対象医師を労働させる必要がある場合は、前項の規定にかかわらず、当該休息予定時間中に当該特定対象医師を労働させることができる。この場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、当該休息予定時間の終了後に、当該特定対象医師に対し、当該休息予定時間中に労働をさせた時間に相当する時間の休息時間を確保しなければならない。

3 第一項ただし書の場合において、当該特定労務管理対象機関の管理者は、当該宿日直勤務中に、当該特定対象医師を労働させたときは、当該宿日直勤務後に、当該特定対象医師に対し、厚生労働省令で定めるところにより、必要な休息時間を確保するよう配慮しなければならない。

4 災害その他避けることのできない事由によつて、臨時の必要がある場合においては、特定労務管理対象機関の管理者は、当該特定労務管理対象機関の所在地の都道府県知事の許可を受けて、その必要の限度において第一項本文及び第二項後段の規定による休息時間の確保を行わないことができる。ただし、事態急迫のために当該都道府県知事の許可を受ける暇がない場合においては、事後に遅滞なく届け出なければならない。

5 前項ただし書の規定による届出があつた場合において、都道府県知事が第一項本文及び第二項後段の規定による休息時間の確保を行わなかつたことを不適当と認めるときは、その後に必要な休息時間を確保すべきことを、命ずることができる。

第二百二十四条 特定労務管理対象機関の管理者は、厚生労働省令で定めるところにより、特定対象医師に対する前条第一項本文及び第二項後段の規定による休息時間の確保に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

（新設）

第二百二十五条 特定労務管理対象機関の管理者は、当該特定労務管理対象機関に勤務する医師のうち複数の病院又は診療所に勤務する者に係る第二百二十三条第一項本文及び第二項後段に規定する休息時間を適切に確保するために必要があると認めるときは、当該医師が勤務する他の病院又は診療所の管理者に対し、必要な協力を求めることができる。

2 病院又は診療所の管理者は、前項の規定により協力を求められたときは、その求めに応ずるよう努めなければならない。

第二百二十六条 都道府県知事は、特定労務管理対象機関の管理者が、正当な理由がなく、第二百二十三条第一項本文又は第二項後段に規定する休息時間の確保を行っていないと認めるときは、当該特定労務管理対象機関の開設者に対し、期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第二百二十七条 第二十四条の二及び第三十条の規定の適用については、当分の間、第二十四条の二第一項中「又は前条第一項」とあるのは、「前条第一項、第百十一条又は第二百二十六条」と、第三十条中「又は第二十九条第一項若しくは第三項」とあるのは、「第二十九条第一項若しくは第三項、第百十一条又は第二百二十六条」とする。

第二百二十八条 特定地域医療提供機関において第百十三条第一項に規定する業務に従事する医師、連携型特定地域医療提供機関から他の病院又は診療所に派遣される医師（第百十八条第一項に規定する派遣に係るものに限る。）、技能向上集中研修機関において第百十九条第一項に規定する業務に従事する医師又は特定高度技

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

能研修機関において第二百二十条第一項に規定する業務に従事する医師についての労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第四百一条の規定の適用については、当分の間、同条第二項中「を勘案して」とあるのは「並びに医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第二百二十二条第一項に規定する特定労務管理対象機関（次項において単に「特定労務管理対象機関」という。）における業務の性質を勘案して」と、同条第三項中「を勘案して」とあるのは「並びに特定労務管理対象機関における業務の性質を勘案して」とする。

第二百二十九条 第一百三十三条から前条までに規定するもののほか、特定労務管理対象機関の指定に関する申請の手続その他特定労務管理対象機関に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第三十条 第三十二条条（略）

第三十三条 医療機関勤務環境評価センターは、第三十一条第一項第一号の評価を受けようとする者から、医療機関勤務環境評価センターが厚生労働大臣の認可を受けて定める額の手数料を徴収することができる。

第三十四条 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、第三十二条の規定により通知された評価の結果を公表しなければならない。

2 都道府県知事は、第三十二条の規定による評価の結果の通知を受けたときは、当該評価に係る病院又は診療所に対し、必要に応じ、当該病院又は診療所に勤務する医師の労働時間の短縮に有用な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。

（新設）

第七十条 第九十九条条（略）

第一百条 医療機関勤務環境評価センターは、第八十一条第一号の評価を受けようとする者から、医療機関勤務環境評価センターが厚生労働大臣の認可を受けて定める額の手数料を徴収することができる。

第一百一十一条 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、第九十九条の規定により通知された評価の結果を公表しなければならない。

2 都道府県知事は、第九十九条の規定による評価の結果の通知を受けたときは、当該評価に係る病院又は診療所に対し、必要に応じ、当該病院又は診療所に勤務する医師の労働時間の短縮に有用な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。

3 (略)

第三百三十五条 医療機関勤務環境評価センターは、第三百三十一条第一項各号に掲げる業務（以下「評価等業務」という。）を行うときは、その開始前に、評価等業務の実施方法に関する事項その他の厚生労働省令で定める事項について評価等業務に関する規程（次項及び第四百四十五条第一項第三号において「業務規程」という。）を定め、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 (略)

第三百三十六条～第四百四十四条 (略)

第四百四十五条 厚生労働大臣は、医療機関勤務環境評価センターが次の各号のいずれかに該当するときは、第三百三十条第一項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）を取り消すことができる。

一・二 (略)

三 この法律の規定若しくは当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき、又は第三百三十五条第一項の認可を受けた業務規程によらないで評価等業務を行ったとき。

2 (略)

第四百四十六条 第三百三十条から前条までに規定するもののほか、医療機関勤務環境評価センターに関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第四百四十七条 第二百二十一条第三項、第三百二十九条又は第四百四十二条

3 (略)

第一百二十二条 医療機関勤務環境評価センターは、第八十条第一項各号に掲げる業務（以下「評価等業務」という。）を行うときは、その開始前に、評価等業務の実施方法に関する事項その他の厚生労働省令で定める事項について評価等業務に関する規程（次項及び第一百二十二条第一項第三号において「業務規程」という。）を定め、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 (略)

第一百十三条～第二百一十一条 (略)

第二百二十二条 厚生労働大臣は、医療機関勤務環境評価センターが次の各号のいずれかに該当するときは、第一百七十七条第一項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）を取り消すことができる。

一・二 (略)

三 この法律の規定若しくは当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき、又は第一百二十二条第一項の認可を受けた業務規程によらないで評価等業務を行ったとき。

2 (略)

第二百二十三条 第一百七十七条から前条までに規定するもののほか、医療機関勤務環境評価センターに関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第二百二十四条 第一百六十六条又は第一百七十七条第二項の規定に違反した

第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四百四十八条 第一百一十一条又は第二百二十六条の規定に基づく命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第四百四十九条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした医療機関勤務環境評価センターの役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三百三十八条の許可を受けないで、評価等業務の全部を廃止したとき。

二 第四百四十二条の規定による帳簿の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

三 第四百四十三条第一項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第五百十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第四百四十八条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(新設)

第二百二十五条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした医療機関勤務環境評価センターの役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第一百五十五条の許可を受けないで、評価等業務の全部を廃止したとき。

二 第一百九十九条の規定による帳簿の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

三 第二百二十条第一項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

(新設)

○ 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）（抄）（第四条関係）  
 【令和六年四月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>（医療法の準用等）</p> <p>第十条 医療法第七七条、第八十条及び第一百条から第十二条までの規定は、介護老人保健施設及び介護医療院について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>2 第二百五条及び第一百四十四条の八の規定の適用については、当分の間、第二百五条中「及び第一百四十四条第一項」とあるのは、「第一百四十四条第一項及び附則第十条第一項において準用する同法第一百一十一条」と、第一百四十四条の八中「及び第一百四十四条の六第一項」とあるのは「、第一百四十四条の六第一項及び附則第十条第一項において準用する同法第一百一十一条」とする。</p> <p>（財政安定化基金の特例）</p> <p>第十一条 （略）</p> <p>第十二条 （略）</p> <p>2 前項各号の概算総報酬割納付金の額は、当該各年度における被用者保険等保険者に係る補正前概算納付金総額に二分の一を乗じ</p>	<p>附 則</p> <p>（新設）</p> <p>（財政安定化基金の特例）</p> <p>第十条 （略）</p> <p>第十一条 （略）</p> <p>2 前項各号の概算総報酬割納付金の額は、当該各年度における被用者保険等保険者に係る補正前概算納付金総額に二分の一を乗じ</p>



て得た額を当該各年度における第一号に掲げる額で除して得た数に、当該各年度における第二号に掲げる額を乗じて得た額とする。

一 全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保険者標準報酬総額の見込額（第二百五十二条第一項第一号イに規定する第二号被保険者標準報酬総額の見込額をいう。次号及び次項並びに附則第十四条第二項各号及び第三項において同じ。）の合計額

二 (略)

3 3 (略)

（平成二十九年及び平成三十年の各年度の被用者保険等保険者に係る確定納付金の額の算定の特例）

第十三条 (略)

2 前項各号の確定総報酬割納付金の額は、当該各年度における被用者保険等保険者に係る補正前確定納付金総額に二分の一を乗じて得た額を当該各年度における第一号に掲げる額で除して得た数に、当該各年度における第二号に掲げる額を乗じて得た額とする。

一 全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保険者標準報酬総額（第二百五十二条第二項に規定する第二号被保険者標準報酬総額をいう。次号及び次項並びに附則第十五条第二項各号及び第三項において同じ。）の合計額

二 (略)

3 3 (略)

（令和元年度の被用者保険等保険者に係る概算納付金の額の算定の特例）

第十四条 (略)

て得た額を当該各年度における第一号に掲げる額で除して得た数に、当該各年度における第二号に掲げる額を乗じて得た額とする。

一 全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保険者標準報酬総額の見込額（第二百五十二条第一項第一号イに規定する第二号被保険者標準報酬総額の見込額をいう。次号及び次項並びに附則第十三条第二項各号及び第三項において同じ。）の合計額

二 (略)

3 3 (略)

（平成二十九年及び平成三十年の各年度の被用者保険等保険者に係る確定納付金の額の算定の特例）

第十二条 (略)

2 前項各号の確定総報酬割納付金の額は、当該各年度における被用者保険等保険者に係る補正前確定納付金総額に二分の一を乗じて得た額を当該各年度における第一号に掲げる額で除して得た数に、当該各年度における第二号に掲げる額を乗じて得た額とする。

一 全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保険者標準報酬総額（第二百五十二条第二項に規定する第二号被保険者標準報酬総額をいう。次号及び次項並びに附則第十四条第二項各号及び第三項において同じ。）の合計額

二 (略)

3 3 (略)

（令和元年度の被用者保険等保険者に係る概算納付金の額の算定の特例）

第十三条 (略)

2 前項各号の概算総報酬割納付金の額は、令和元年度における被  
用者保険等保険者に係る補正前概算納付金総額（附則第十二条第  
七項に規定する被用者保険等保険者に係る補正前概算納付金総額  
をいう。第六項において同じ。）に四分の三を乗じて得た額を同  
年度における第一号に掲げる額で除して得た数に、同年度におけ  
る第二号に掲げる額を乗じて得た額とする。

一・二（略）

3・4（略）

5 第一項各号の負担調整見込額は、令和元年度における全ての概  
算負担調整基準超過保険者に係る前項に規定する負担調整対象見  
込額の総額を厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度  
における全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者  
見込数（附則第十二条第八項に規定する補正後第二号被保険者見  
込数をいう。以下この項及び次項において同じ。）の総数で除し  
て得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度  
における当該被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者見  
込数を乗じて得た額とする。

6（略）

（令和元年度の被用者保険等保険者に係る確定納付金の額の算定  
の特例）

第十五条（略）

2 前項各号の確定総報酬割納付金の額は、令和元年度における被  
用者保険等保険者に係る補正前確定納付金総額（附則第十三条第  
七項に規定する被用者保険等保険者に係る補正前確定納付金総額  
をいう。第六項において同じ。）に四分の三を乗じて得た額を同  
年度における第一号に掲げる額で除して得た数に、同年度におけ  
る第二号に掲げる額を乗じて得た額とする。

2 前項各号の概算総報酬割納付金の額は、令和元年度における被  
用者保険等保険者に係る補正前概算納付金総額（附則第十一条第  
七項に規定する被用者保険等保険者に係る補正前概算納付金総額  
をいう。第六項において同じ。）に四分の三を乗じて得た額を同  
年度における第一号に掲げる額で除して得た数に、同年度におけ  
る第二号に掲げる額を乗じて得た額とする。

一・二（略）

3・4（略）

5 第一項各号の負担調整見込額は、令和元年度における全ての概  
算負担調整基準超過保険者に係る前項に規定する負担調整対象見  
込額の総額を厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度  
における全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者  
見込数（附則第十一条第八項に規定する補正後第二号被保険者見  
込数をいう。以下この項及び次項において同じ。）の総数で除し  
て得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度  
における当該被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者見  
込数を乗じて得た額とする。

6（略）

（令和元年度の被用者保険等保険者に係る確定納付金の額の算定  
の特例）

第十四条（略）

2 前項各号の確定総報酬割納付金の額は、令和元年度における被  
用者保険等保険者に係る補正前確定納付金総額（附則第十二条第  
七項に規定する被用者保険等保険者に係る補正前確定納付金総額  
をいう。第六項において同じ。）に四分の三を乗じて得た額を同  
年度における第一号に掲げる額で除して得た数に、同年度におけ  
る第二号に掲げる額を乗じて得た額とする。

一・二 (略)

3・4 (略)

5 第一項各号の負担調整額は、令和元年度における全ての確定負担調整基準超過保険者に係る前項に規定する負担調整対象額の総額を厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度における全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者数（附則第十三条第八項に規定する補正後第二号被保険者数をいう。以下この項及び次項において同じ。）の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度における当該被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者数を乗じて得た額とする。

6 (略)

(延滞金の割合の特例)

第十六条 (略)

(罰則)

第十七条 附則第十条第一項において準用する医療法第百十一条の規定に基づく命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

一・二 (略)

3・4 (略)

5 第一項各号の負担調整額は、令和元年度における全ての確定負担調整基準超過保険者に係る前項に規定する負担調整対象額の総額を厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度における全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者数（附則第十二条第八項に規定する補正後第二号被保険者数をいう。以下この項及び次項において同じ。）の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度における当該被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者数を乗じて得た額とする。

6 (略)

(延滞金の割合の特例)

第十五条 (略)

(新設)

(新設)

○ 医師法（昭和二十三年法律第二百一号）（抄）（第五条関係）  
 【令和五年四月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次            第一章～第七章（略）            第八章 罰則（第三十一条―第三十三条の四）            附則</p> <p>第十七条の二 大学において医学を専攻する学生であつて、当該学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験として厚生労働省令で定めるものに合格したものは、前条の規定にかかわらず、当該大学が行う臨床実習において、医師の指導監督の下に、医師として具有すべき知識及び技能の修得のために医業（政令で定めるものを除く。次条において同じ。）をすることができる。</p> <p>2 厚生労働大臣は、前項の厚生労働省令の制定又は改正の立案をしようとするときは、医道審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>第十七条の三 前条第一項の規定により医業をする者は、正当な理由がある場合を除き、その業務上知り得た人の秘密を他に漏らしはならない。同項の規定により医業をする者でなくなつた後においても、同様とする。</p> <p>第三十三条の二 第十七条の三の規定に違反して、業務上知り得た</p>	<p>目次            第一章～第七章（略）            第八章 罰則（第三十一条―第三十三条の三）            附則</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

人の秘密を漏らした者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

第三十三条の三・第三十三条の四 (略)

第三十三条の二・第三十三条の三 (略)

○ 医師法（昭和二十三年法律第二百一号）（抄）（第六条関係）  
 【令和六年四月一日施行又は令和七年四月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第十一条 医師国家試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、これを受けることができない。</p> <p>一 大学において、医学の正規の課程を修めて卒業した者（大学において医学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験として厚生労働省令で定めるもの（第十七条の二において「共用試験」という。）に合格した者に限る。）            二・三（略）</p> <p>2 厚生労働大臣は、前項第一号の厚生労働省令の制定又は改正の立案をしようとするときは、医道審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>第十二条 医師国家試験予備試験は、外国の医学校を卒業し、又は外国で医師免許を得た者のうち、前条第一項第三号に該当しない者であつて、厚生労働大臣が適当と認定したものでなければ、これを受けることができない。</p> <p>第十六条の十一 厚生労働大臣は、医師が、長時間にわたる労働により健康を損なうことなく、医療に関する最新の知見及び技能に関する研修を受ける機会を確保できるようにするため特に必要があると認めるときは、当該研修を行い、又は行おうとする医学医術に関する学術団体その他の厚生労働省令で定める団体に対し、</p>	<p>第十一条 医師国家試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、これを受けることができない。</p> <p>一 大学において、医学の正規の課程を修めて卒業した者</p> <p>二・三（略）            （新設）</p> <p>第十二条 医師国家試験予備試験は、外国の医学校を卒業し、又は外国で医師免許を得た者のうち、前条第三号に該当しない者であつて、厚生労働大臣が適当と認定したものでなければ、これを受けることができない。</p> <p>第十六条の十一 厚生労働大臣は、医師が医療に関する最新の知見及び技能に関する研修を受ける機会を確保できるようにするため特に必要があると認めるときは、当該研修を行い、又は行おうとする医学医術に関する学術団体その他の厚生労働省令で定める団体に対し、当該研修の実施に関し、必要な措置の実施を要請する</p>

当該研修の実施に関し、必要な措置の実施を要請することができる。

2・3 (略)

第十七条の二 大学において医学を専攻する学生であつて、共用試験に合格したものは、前条の規定にかかわらず、当該大学が行う臨床実習において、医師の指導監督の下に、医師として具有すべき知識及び技能の修得のために医業（政令で定めるものを除く。次条において同じ。）をすることができる。

(削る)

第十七条の三 前条の規定により医業をする者は、正当な理由がある場合を除き、その業務上知り得た人の秘密を他に漏らしてはならない。同条の規定により医業をする者でなくなつた後においても、同様とする。

ことができる。

2・3 (略)

第十七条の二 大学において医学を専攻する学生であつて、当該学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験として厚生労働省令で定めるものに合格したものは、前条の規定にかかわらず、当該大学が行う臨床実習において、医師の指導監督の下に、医師として具有すべき知識及び技能の修得のために医業（政令で定めるものを除く。次条において同じ。）をすることができる。

2 厚生労働大臣は、前項の厚生労働省令の制定又は改正の立案をしようとするときは、医道審議会の意見を聴かなければならない。

第十七条の三 前条第一項の規定により医業をする者は、正当な理由がある場合を除き、その業務上知り得た人の秘密を他に漏らしてはならない。同項の規定により医業をする者でなくなつた後においても、同様とする。

○ 歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）（抄）（第七条関係）  
 【令和六年四月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条）</p> <p>第二章 免許（第二条―第八条）</p> <p>第三章 試験（第九条―第十六条）</p> <p>第三章の二 臨床研修（第十六条の二―第十六条の六）</p> <p>第四章 業務（第十七条―第二十三条の二）</p> <p>第五章 歯科医師試験委員（第二十四条―第二十八条）</p> <p>第五章の二 雑則（第二十八条の二・第二十八条の三）</p> <p>第六章 罰則（第二十九条―第三十一条の四）</p> <p>附則</p> <p>第十一条 歯科医師国家試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、これを受けることができない。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（第十六条の二第一項及び第十七条の二第一項において単に「大学」という。）において、歯学の正規の課程を修めて卒業した者</p> <p>二・三 （略）</p> <p>第十七条の二 大学において歯学を専攻する学生であつて、当該学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験として厚生労働省が定める試験を実施するものとする。</p>	<p>（新設）</p> <p>第十一条 歯科医師国家試験は、次の各号の一に該当する者でなければ、これを受けることができない。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（第十六条の二第一項において単に「大学」という。）において、歯学の正規の課程を修めて卒業した者</p> <p>二・三 （略）</p> <p>（新設）</p>



働省令で定めるものに合格したものは、前条の規定にかかわらず、当該大学が行う臨床実習において、歯科医師の指導監督の下に、歯科医師として具有すべき知識及び技能の修得のために歯科医業（政令で定めるものを除く。次条において同じ。）をすることができ。

2 厚生労働大臣は、前項の厚生労働省令の制定又は改正の立案をしようとするときは、医道審議会の意見を聴かなければならない。

第十七条の三 前条第一項の規定により歯科医業をする者は、正当な理由がある場合を除き、その業務上知り得た人の秘密を他に漏らしてはならない。同項の規定により歯科医業をする者でなくなつた後においても、同様とする。

第三十一条の二 第十七条の三の規定に違反して、業務上知り得た人の秘密を漏らした者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

第三十一条の三・第三十一条の四 (略)

(新設)

(新設)

第三十一条の二・第三十一条の三 (略)

○ 歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）（抄）（第八条関係）  
 【令和八年四月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第十一条 歯科医師国家試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、これを受けることができない。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（以下単に「大学」という。）において、歯学の正規の課程を修めて卒業した者（大学において歯学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験として厚生労働省令で定めるもの（第十七条の二において「共用試験」という。）に合格した者に限る。）</p> <p>二・三（略）</p> <p>2  厚生労働大臣は、前項第一号の厚生労働省令の制定又は改正の立案をしようとするときは、医道審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>第十二条 歯科医師国家試験予備試験は、外国の歯科医学校を卒業し、又は外国で歯科医師免許を得た者のうち、前条第一項第三号に該当しない者であつて、厚生労働大臣が適当と認定したものでなければ、これを受けることができない。</p> <p>第十七条の二 大学において歯学を専攻する学生であつて、共用試験に合格したものは、前条の規定にかかわらず、当該大学が行う臨床実習において、歯科医師の指導監督の下に、歯科医師として</p>	<p>第十一条 歯科医師国家試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、これを受けることができない。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（<u>第十六条の二第一項及び第十七条の二第一項において単に「大学」という。</u>）において、歯学の正規の課程を修めて卒業した者</p> <p>二・三（略）</p> <p>（新設）</p> <p>第十二条 歯科医師国家試験予備試験は、外国の歯科医学校を卒業し、又は外国で歯科医師免許を得た者のうち、<u>前条第三号に該当しない者</u>であつて、厚生労働大臣が適当と認定したものでなければ、これを受けることができない。</p> <p>第十七条の二 大学において歯学を専攻する学生であつて、<u>当該学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験として厚生労働</u></p>

具有すべき知識及び技能の修得のために歯科医業（政令で定めるものを除く。次条において同じ。）をすることができる。

（削る）

第十七条の三 前条の規定により歯科医業をする者は、正当な理由がある場合を除き、その業務上知り得た人の秘密を他に漏らしてはならない。同条の規定により歯科医業をする者でなくなつた後においても、同様とする。

働省令で定めるものに合格したものは、前条の規定にかかわらず、当該大学が行う臨床実習において、歯科医師の指導監督の下に、歯科医師として具有すべき知識及び技能の修得のために歯科医業（政令で定めるものを除く。次条において同じ。）をすることができる。

2 厚生労働大臣は、前項の厚生労働省令の制定又は改正の立案をしようとするときは、医道審議会の意見を聴かなければならない。

第十七条の三 前条第一項の規定により歯科医業をする者は、正当な理由がある場合を除き、その業務上知り得た人の秘密を他に漏らしてはならない。同項の規定により歯科医業をする者でなくなつた後においても、同様とする。

○ 診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）（抄）（第九条関係）  
 【令和三年十月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律で「放射線」とは、次に掲げる電磁波又は粒子線をいう。</p> <p>一 アルファ線及びベータ線</p> <p>二・三 （略）</p> <p>四 エックス線</p> <p>五 （略）</p> <p>2 この法律で「診療放射線技師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、医師又は歯科医師の指示の下に、放射線の人体に対する照射（撮影を含み、照射機器を人体内に挿入して行うものを除く。以下同じ。）をすることを業とする者をいう。</p> <p>（画像診断装置を用いた検査等の業務）</p> <p>第二十四条の二 診療放射線技師は、第二条第二項に規定する業務のほか、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、診療の補助として、次に掲げる行為を行うことを業とすることができる。</p> <p>一 磁気共鳴画像診断装置、超音波診断装置その他の画像による診断を行うための装置であつて政令で定めるものを用いた検査（医師又は歯科医師の指示の下に行うものに限る。）を行うこと。</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律で「放射線」とは、次に掲げる電磁波又は粒子線をいう。</p> <p>一 アルファ線及びベータ線</p> <p>二・三 （略）</p> <p>四 エックス線</p> <p>五 （略）</p> <p>2 この法律で「診療放射線技師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、医師又は歯科医師の指示の下に、放射線を人体に対して照射（撮影を含み、照射機器又は放射性同位元素（その化合物及び放射性同位元素又はその化合物の含有物を含む。）を人体内に挿入して行なうものを除く。以下同じ。）することを業とする者をいう。</p> <p>（画像診断装置を用いた検査等の業務）</p> <p>第二十四条の二 診療放射線技師は、第二条第二項に規定する業務のほか、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、診療の補助として、次に掲げる行為を行うことを業とすることができる。</p> <p>一 磁気共鳴画像診断装置その他の画像による診断を行うための装置であつて政令で定めるものを用いた検査（医師又は歯科医師の指示の下に行うものに限る。）を行うこと。</p>

と。

二 (略)

(業務上の制限)

- 第二十六条 診療放射線技師は、医師又は歯科医師の具体的な指示を受けなければ、放射線の人体に対する照射してはならない。
- 2 診療放射線技師は、病院又は診療所以外の場所においてその業務を行つてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 医師又は歯科医師が診察した患者について、その医師又は歯科医師の指示を受け、出張して百万電子ボルト未満のエネルギーを有するエックス線を照射するとき。

二 多数の者の健康診断を一時に行う場合において、胸部エックス線検査(コンピュータ断層撮影装置を用いた検査を除く。)その他の厚生労働省令で定める検査のため百万電子ボルト未満のエネルギーを有するエックス線を照射するとき。

三 多数の者の健康診断を一時に行う場合において、医師又は歯科医師の立会いの下に百万電子ボルト未満のエネルギーを有するエックス線を照射するとき(前号に掲げる場合を除く。)

四 医師又は歯科医師が診察した患者について、その医師又は歯科医師の指示を受け、出張して超音波診断装置その他の画像による診断を行うための装置であつて厚生労働省令で定めるものを用いた検査を行うとき。

(照射録)

第二十八条 診療放射線技師は、放射線の人体に対する照射をしたときは、遅滞なく厚生労働省令で定める事項を記載した照射録を作成し、その照射について指示をした医師又は歯科医師の署名を受

二 (略)

(業務上の制限)

- 第二十六条 診療放射線技師は、医師又は歯科医師の具体的な指示を受けなければ、放射線を人体に対して照射してはならない。
- 2 診療放射線技師は、病院又は診療所以外の場所においてその業務を行つてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 医師又は歯科医師が診察した患者について、その医師又は歯科医師の指示を受け、出張して百万電子ボルト未満のエネルギーを有するエックス線を照射する場合

二 多数の者の健康診断を一時に行う場合において、胸部エックス線検査(コンピュータ断層撮影装置を用いた検査を除く。)その他の厚生労働省令で定める検査のため百万電子ボルト未満のエネルギーを有するエックス線を照射するとき。

三 多数の者の健康診断を一時に行う場合において、医師又は歯科医師の立会いの下に百万電子ボルト未満のエネルギーを有するエックス線を照射するとき(前号に掲げる場合を除く。)

(新設)

(照射録)

第二十八条 診療放射線技師は、放射線を人体に対して照射したときは、遅滞なく厚生労働省令で定める事項を記載した照射録を作成し、その照射について指示をした医師又は歯科医師の署名を受

2・3 受けなければならない。  
(略)

2・3 けなければならない。  
(略)

○ 臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）（抄）（第十条関係）  
 【令和三年十月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（試験の目的）            第十一条 試験は、第二条に規定する検査に必要な知識及び技能（同条に規定する検査のための血液を採取する行為で政令で定めるもの（以下「採血」という。）及び同条に規定する検査のための検体（血液を除く。）を採取する行為で政令で定めるもの（第二十条の二第一項第二号において「検体採取」という。）に必要な知識及び技能を含む。以下同じ。）について行う。</p> <p>（保健師助産師看護師法との関係）            第二十条の二 臨床検査技師は、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、診療の補助として、次に掲げる行為（第一号、第二号及び第四号に掲げる行為にあつては、医師又は歯科医師の具体的な指示を受けて行うものに限る。）を行うことを業とすることができる。</p> <p>一 採血を行うこと。            二 検体採取を行うこと。            三 第二条の厚生労働省令で定める生理学的検査を行うこと。            四 前三号に掲げる行為に関連する行為として厚生労働省令で定めるものを行うこと。</p> <p>2            （略）</p>	<p>（試験の目的）            第十一条 試験は、第二条に規定する検査に必要な知識及び技能（同条に規定する検査のための血液を採取する行為で政令で定めるもの（以下「採血」という。）及び同条に規定する検査のための検体（血液を除く。）を採取する行為で政令で定めるもの（第二十条の二第一項において「検体採取」という。）に必要な知識及び技能を含む。以下同じ。）について行う。</p> <p>（保健師助産師看護師法との関係）            第二十条の二 臨床検査技師は、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、診療の補助として採血及び検体採取（医師又は歯科医師の具体的な指示を受けて行うものに限る。）並びに第二条の厚生労働省令で定める生理学的検査を行うことを業とすることができる。</p> <p>（新設）            （新設）            （新設）            （新設）</p> <p>2            （略）</p>

○ 臨床工学技士法（昭和六十二年法律第六十号）（抄）（第十一条関係）  
 【令和三年十月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>2 （略）</p> <p>第三十七条 臨床工学技士は、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、診療の補助として生命維持管理装置の操作及び生命維持管理装置を用いた治療において当該治療に関連する医療用の装置（生命維持管理装置を除く。）の操作（当該医療用の装置の先端部の身体への接続又は身体からの除去を含む。）として厚生労働省令で定めるもの（医師の具体的な指示を受けて行うものに限る。）を行うことを業とすることができる。</p>	<p>2 （略）</p> <p>第三十七条 臨床工学技士は、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、診療の補助として生命維持管理装置の操作を行うことを業とすることができる。</p>



改 正 案	現 行
<p>(定義)                      第二条 この法律で「救急救命処置」とは、その症状が著しく悪化するおそれがあり、若しくはその生命が危険な状態にある傷病者（以下この項並びに第四十四条第二項及び第三項において「重度傷病者」という。）が病院若しくは診療所に搬送されるまでの間又は重度傷病者が病院若しくは診療所に到着し当該病院若しくは診療所に入院するまでの間（当該重度傷病者が入院しない場合は、病院又は診療所に到着し当該病院又は診療所に滞在している間。同条第二項及び第三項において同じ。）に、当該重度傷病者に対して行われる気道の確保、心拍の回復その他の処置であつて、当該重度傷病者の症状の著しい悪化を防止し、又はその生命の危険を回避するために緊急に必要なものをいう。</p> <p>2 (略)</p> <p>(特定行為等の制限)                      第四十四条 (略)</p> <p>2 救急救命士は、救急用自動車その他の重度傷病者を搬送するためのものであつて厚生労働省令で定めるもの（以下この項及び第五十三条第二号において「救急用自動車等」という。）以外の場所においてその業務を行つてはならない。ただし、病院若しくは診療所への搬送のため重度傷病者を救急用自動車等に乗せるまでの間又は重度傷病者が病院若しくは診療所に到着し当該病院若し</p>	<p>(定義)                      第二条 この法律で「救急救命処置」とは、その症状が著しく悪化するおそれがあり、又はその生命が危険な状態にある傷病者（以下この項及び第四十四条第二項において「重度傷病者」という。）が病院又は診療所に搬送されるまでの間に、当該重度傷病者に対して行われる気道の確保、心拍の回復その他の処置であつて、当該重度傷病者の症状の著しい悪化を防止し、又はその生命の危険を回避するために緊急に必要なものをいう。</p> <p>2 (略)</p> <p>(特定行為等の制限)                      第四十四条 (略)</p> <p>2 救急救命士は、救急用自動車その他の重度傷病者を搬送するためのものであつて厚生労働省令で定めるもの（以下この項及び第五十三条第二号において「救急用自動車等」という。）以外の場所においてその業務を行つてはならない。ただし、病院又は診療所への搬送のため重度傷病者を救急用自動車等に乗せるまでの間において救急救命処置を行うことが必要と認められる場合は、こ</p>

くは診療所に入院するまでの間において救急救命処置を行うことが必要と認められる場合は、この限りではない。

3]

病院又は診療所に勤務する救急救命士は、重度傷病者が当該病院又は診療所に到着し当該病院又は診療所に入院するまでの間において救急救命処置を行うときは、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、当該病院又は診療所の管理者が実施する医師その他の医療従事者との緊密な連携の促進に関する事項その他の重度傷病者が当該病院又は診療所に到着し当該病院又は診療所に入院するまでの間において救急救命士が救急救命処置を行うために必要な事項として厚生労働省令で定める事項に関する研修を受けなければならない。

の限りでない。

(新設)

○ 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）（抄）（第十三条関係）

【令和三年四月一日若しくは公布日のいずれか遅い日施行又は令和四年三月三十一日までの間において政令で定める日施行】  
 （傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第二章の二 再編計画の認定（第十一条の二―第十一條の十）</p> <p>第三章 特定民間施設の整備（第十二条―第二十二條）</p> <p>第四章～第六章（略）</p> <p>附則</p> <p>（都道府県計画）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 都道府県計画においては、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 前号の目標を達成するために必要な次に掲げる事業に関する事項</p> <p>イ 医療法第三十条の四第二項第七号に規定する地域医療構想（以下単に「地域医療構想」という。）の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業</p> <p>ロ 地域医療構想の達成に向けた医療機関（地域における病床の機能（医療法第三十条の三第二項第六号に規定する病床の機能をいう。以下同じ。）の分化及び連携を推進するために当該地域における病床数の変更を伴う取組を行うものに限る。）の運営の支援に関する事業</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>（新設）</p> <p>第三章 特定民間施設の整備（第十二条―第二十二條）</p> <p>第四章～第六章（略）</p> <p>附則</p> <p>（都道府県計画）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 都道府県計画においては、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 前号の目標を達成するために必要な次に掲げる事業に関する事項</p> <p>イ 医療法第三十条の四第二項第七号に規定する地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業</p> <p>（新設）</p>

ハスト (略)

三 (略)

35 (略)

(基金)

第六条 都道府県が、都道府県計画に掲載された第四条第二項第二号に掲げる事業（第九条において「都道府県事業」という。）に要する経費の全部又は一部を支弁するため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条の基金を設ける場合には、国は、政令で定めるところにより、その財源に充てるために必要な資金の三分の二（第四条第二項第二号に掲げる事業に要する経費に係るものについては、その全額）を負担するものとする。

第二章の二 再編計画の認定

(再編計画の認定等)

第十一条の二 医療機関の開設者は、単独で又は共同して、地域医療構想の達成に向けた病床の機能の分化及び連携を推進するための二以上の医療機関の再編の事業（以下「医療機関の再編の事業」という。）に関する計画（以下「再編計画」という。）を作成し、厚生労働省令で定めるところにより、これを厚生労働大臣に提出して、当該再編計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 再編計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 医療機関の再編の事業の対象とする医療機関に関する事項
- 二 医療機関の再編の事業の内容

ロスト (略)

三 (略)

35 (略)

(基金)

第六条 都道府県が、都道府県計画に掲載された第四条第二項第二号に掲げる事業（第九条において「都道府県事業」という。）に要する経費の全部又は一部を支弁するため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条の基金を設ける場合には、国は、政令で定めるところにより、その財源に充てるために必要な資金の三分の二を負担するものとする。

(新設)

(新設)

三 医療機関の再編の事業の実施時期  
四 その他厚生労働省令で定める事項

3 第一項の認定（以下「再編計画の認定」という。）の申請は、その計画に係る医療機関の所在地を管轄する都道府県知事を経由してするものとする。

（認定の基準）

第十一条の三 厚生労働大臣は、再編計画の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る再編計画が次の各号に適合すると認めるときは、再編計画の認定をするものとする。

- 一 地域医療構想の達成に向けた病床の機能の分化及び連携を推進するために適切なものであること。
- 二 前条第二項各号に掲げる事項が、医療法第三十条の十四第一項に規定する協議の場における協議に基づくものであること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、地域医療構想の達成の推進のために必要なものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。

（関係都道府県の意見の聴取）

第十一条の四 厚生労働大臣は、再編計画の認定をしようとするときは、あらかじめ、関係都道府県の意見を聴かなければならない。

（新設）

（認定の通知）

第十一条の五 厚生労働大臣は、再編計画の認定をしたときは、速やかに、その旨を関係都道府県に通知しなければならない。

（新設）

（再編計画の変更）

（新設）

第十一条の六 再編計画の認定を受けた医療機関の開設者は、当該再編計画の認定を受けた再編計画の変更をしようとするときは、厚生労働大臣の認定を受けなければならない。ただし、厚生労働省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 再編計画の認定を受けた医療機関の開設者は、前項ただし書の厚生労働省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を当該再編計画に係る医療機関の所在地を管轄する都道府県知事を経由して厚生労働大臣に届け出なければならない。

3 第十一条の二第三項及び前三条の規定は、第一項の変更の認定について準用する。

(報告の徴収)

第十一条の七 厚生労働大臣は、再編計画の認定を受けた再編計画(前条第一項の変更の認定又は同条第二項の変更の届出があつたときは、その変更後のもの。以下「認定再編計画」という。)に係る医療機関の再編の事業を行う医療機関の開設者(以下「認定医療機関開設者」という。)に対し、当該認定再編計画に係る医療機関の再編の事業の実施状況に関し報告をさせることができる。

(認定の取消し)

第十一条の八 厚生労働大臣は、認定再編計画が第十一条の三各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき、又は認定医療機関開設者が認定再編計画に従つて医療機関の再編の事業を実施しないときは、再編計画の認定を取り消すことができる。

2 第十一条の四及び第十一条の五の規定は、前項の規定による取消しについて準用する。

(新設)

(新設)

(新設)

(指導及び助言)

第十一条の九 国及び都道府県は、認定医療機関開設者に対し、認定再編計画に従って行われる医療機関の再編の事業の実施に關し必要な指導及び助言を行うものとする。

(資金の確保)

第十一条の十 国は、認定医療機関開設者が認定再編計画に従って医療機関の再編の事業を行うために必要な資金の確保に努めるものとする。

第三十五条 第十一条の七又は第十八条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

附則

(都道府県計画作成における留意事項)

第一条の二 都道府県は、当分の間、労働が長時間にわたる医師の労働時間を短縮し、及びその健康を確保することにより、医師が良質かつ適切な医療を行うことができるよう、都道府県計画に第四条第二項第二号に掲げる事項を定めるに当たっては、医療法第百五条の厚生労働大臣が定める指針を勘案して定めるよう努めるものとする。

(支払基金の業務の特例)

第一条の三 (略)

2 前項の規定により支払基金が同項の業務を行う場合には、第二十四条第一項中「前条各号」とあるのは、「前条各号及び附則第

(新設)

第三十五条 第十八条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

附則

(新設)

(支払基金の業務の特例)

第一条の二 (略)

2 前項の規定により支払基金が同項の業務を行う場合には、第二十四条第一項中「前条各号」とあるのは、「前条各号及び附則第

一条の三第一項各号」とする。

一条の二第一項各号」とする。



○ 良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十四号）（抄）  
 （第十四条関係）【公布日施行】

（傍線の部分は改正部分）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>附則        （移行計画の認定）        第十条の三 （略）        2～4 （略）        5 第一項の認定は、令和五年九月三十日までの間に限り行うことができる。</p>	<p>附則        （移行計画の認定）        第十条の三 経過措置医療法人であつて、新医療法人への移行をしようとするものは、その移行に関する計画（以下「移行計画」という。）を作成し、これを厚生労働大臣に提出して、その移行計画が適当である旨の認定を受けることができる。        2～4 （略）        5 第一項の認定は、平成三十二年九月三十日までの間に限り行うことができる。</p>

○ 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）（抄）（附則第十九条関係）  
 【令和五年四月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

<p>改 正 案</p>	<p>現 行</p>
<p>（医師法の特例）      第一百十五條の二十六 防衛省設置法第十六條第一項第一号の教育訓練を受けている者であつて、医師法第十七條の二第一項に規定する試験に合格したものは、同法第十七條の規定にかかわらず、防衛医科大学が行う臨床実習において、医師の指導監督の下、医師として具有すべき知識及び技能の修得のために同項に規定する医業をすることができる。</p>	<p>（新設）</p>

○ 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）（抄）（附則第二十条関係）  
 【令和七年四月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（医師法の特例）            第百十五條の二十六 防衛省設置法第十六條第一項第一号の教育訓練を受けている者であつて、医師法第十一條第一項第一号に規定する試験に合格したものは、同法第十七條の規定にかかわらず、防衛医科大学が行う臨床実習において、医師の指導監督の下、医師として具有すべき知識及び技能の修得のために同法第十七條の二に規定する医業をすることができる。</p>	<p>（医師法の特例）            第百十五條の二十六 防衛省設置法第十六條第一項第一号の教育訓練を受けている者であつて、医師法第十七條の二第一項に規定する試験に合格したものは、同法第十七條の規定にかかわらず、防衛医科大学が行う臨床実習において、医師の指導監督の下、医師として具有すべき知識及び技能の修得のために同項に規定する医業をすることができる。</p>

○ 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第二百二十九号）（抄）（附則第二十一条関係）  
 【令和五年四月一日施行又は令和六年四月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改正案			現行		
<p>（介輔）            第百条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 介輔については、医師法第七条第一項及び第二項前段、第七条の二第一項、第七条の三、第十九条から第二十四条の二まで、第三十二条、第三十三条の三並びに第三十三条の四の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第三十三條の三第一号	(略)	(略)	第三十三條の二第一号	、第二十条から第二十二條まで又は第二十四條	(略)
第三十三條の三第二号	(略)	(略)	第三十三條の二第二号	第七條の二第一項	(略)
<p>沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第百条第三項において準用する第七條の二第一項</p>					



3 (略)	三号		
3 (略)	三号		別措置に関する法律 第百一条第二項にお いて準用する第七條 の三第一項

○ 外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律（昭和六十二年法律第二十九号）（抄）  
 （附則第二十二條関係）【令和三年十月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>(定義)            第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 臨床修練 医療に関する知識及び技能の修得を目的として本邦に入国した外国医師若しくは外国歯科医師又は外国看護師等（外国において救急救命士に相当する資格を有する者（以下「<u>外国救急救命士</u>」という。）を除く。以下この号において同じ。）が臨床修練病院等において臨床修練指導医若しくは臨床修練指導歯科医又は臨床修練指導者（当該外国看護師等が外国において有する資格に相当する次のハからカまでに掲げる資格を有する者に限る。）の实地の指導監督の下にその外国において有する次のイからカまでに掲げる資格に相当する資格の区分に応じ、それぞれイからカまでに定める業を行うこと並びに医療に関する知識及び技能の修得を目的として本邦に入国した外国救急救命士が臨床修練病院等に救急救命士法（平成三年法律第三十六号）第二条第一項に規定する重度傷病者（以下この号において「<u>重度傷病者</u>」という。）を搬送する同法第四十四条第二項に規定する救急用自動車等（以下この号において「<u>救急用自動車等</u>」という。）において、又は当該臨床修練病院等への搬送のため重度傷病者を救急用自動車等に乗せるまでの間若しくは重度傷病者が臨床修練病院等に到着し当該臨床修練病院等</p>	<p>(定義)            第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 臨床修練 医療に関する知識及び技能の修得を目的として本邦に入国した外国医師若しくは外国歯科医師又は外国看護師等（外国において救急救命士に相当する資格を有する者（以下「<u>外国救急救命士</u>」という。）を除く。以下この号において同じ。）が臨床修練病院等において臨床修練指導医若しくは臨床修練指導歯科医又は臨床修練指導者（当該外国看護師等が外国において有する資格に相当する次のハからカまでに掲げる資格を有する者に限る。）の实地の指導監督の下にその外国において有する次のイからカまでに掲げる資格に相当する資格の区分に応じ、それぞれイからカまでに定める業を行うこと並びに医療に関する知識及び技能の修得を目的として本邦に入国した外国救急救命士が臨床修練病院等に救急救命士法（平成三年法律第三十六号）第二条第一項に規定する重度傷病者（以下この号において「<u>重度傷病者</u>」という。）を搬送する同法第四十四条第二項に規定する救急用自動車等（以下この号において「<u>救急用自動車等</u>」という。）において、又は当該臨床修練病院等への搬送のため重度傷病者を救急用自動車等に乗せるまでの間において同法第二条第一項に規定する救急救命処置を行うことが必</p>

に入院するまでの間（当該重度傷病者が入院しない場合は、臨床修練病院等に到着し当該臨床修練病院等に滞在している間）において同法第二条第一項に規定する救急救命処置を行うことが必要と認められる場合に臨床修練指導者（医師又は救急救命士に限る。）の実地の指導監督の下に次のヨに定める業を行うことをいう。

イヨヨ（略）

五ヨ十五（略）

（業務上の制限等）

第十六条（略）

2ヨ9（略）

10 救急救命士法第四十四条及び第四十五条の規定は、臨床修練外国救急救命士について準用する。この場合において、同法第四十四条第二項中「救急用自動車その他の」とあるのは「外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律第二条第五号に規定する臨床修練病院等（以下この項及び次項において「臨床修練病院等」という。）に重度傷病者を搬送する救急用自動車その他の」と、「この項及び第五十三条第二号」とあるのは「この項」と、「病院若しくは診療所」とあるのは「臨床修練病院等」と、同条第三項中「病院又は診療所」とあるのは「臨床修練病院等」と読み替えるものとする。

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一ヨ五（略）

六 第十六条第十項において準用する救急救命士法第四十四条第一項又は第二項の規定に違反した者

要と認められる場合に臨床修練指導者（医師又は救急救命士に限る。）の実地の指導監督の下に次のヨに定める業を行うことをいう。

イヨヨ（略）

五ヨ十五（略）

（業務上の制限等）

第十六条（略）

2ヨ9（略）

10 救急救命士法第四十四条及び第四十五条の規定は、臨床修練外国救急救命士について準用する。この場合において、同法第四十四条第二項中「救急用自動車その他の」とあるのは「外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律第二条第五号に規定する臨床修練病院等（以下この項において「臨床修練病院等」という。）に重度傷病者を搬送する救急用自動車その他の」と、「この項及び第五十三条第二号」とあるのは「この項」と、「病院又は診療所」とあるのは「臨床修練病院等」と読み替えるものとする。

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一ヨ五（略）

六 第十六条第十項において準用する救急救命士法第四十四条の規定に違反した者



○ 武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第百十七号）（抄）  
 （附則第二十三条関係）【令和三年十月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（医師相当衛生要員等）            第三十三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の規定により医業をする場合における医師相当衛生要員等は、医師とみなして、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第六条及び第三十七条、歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）第十三条の三、診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第二条第二項、第二十四条の二、第二十六条及び第二十八条第一項、臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第二条及び第二十条の二、薬剤師法（昭和三十五年法律第四百十六号）第十九条及び第二十二條から第二十四条まで並びに臨床工学技士法（昭和六十二年法律第六十号）<u>第二条第二項、第三十七条第一項及び第三十八条の規定を適用する。</u></p>	<p>（医師相当衛生要員等）            第三十三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の規定により医業をする場合における医師相当衛生要員等は、医師とみなして、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第六条及び第三十七条、歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）第十三条の三、診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第二条第二項、第二十四条の二、第二十六条及び第二十八条第一項、臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第二条及び第二十条の二、薬剤師法（昭和三十五年法律第四百十六号）第十九条及び第二十二條から第二十四条まで並びに臨床工学技士法（昭和六十二年法律第六十号）<u>第二条第二項及び第三十八条の規定を適用する。</u></p>

○ 独立行政法人地域医療機能推進機構法（平成十七年法律第七十一号）（抄）（附則第二十四条関係）  
 【令和六年四月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（機構の目的）            第三条 独立行政法人地域医療機能推進機構（以下「機構」という。）は、国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百十号）第七条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第七十九条の施設及び健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百五十条第一項又は第三項の事業（政府が管掌していた健康保険に係るものに限る。）の用に供していた施設であつて厚生労働大臣が定めた施設である病院（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院をいう。第十三条第一項第一号において同じ。）、介護老人保健施設（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設をいう。第十三条第一項第二号において同じ。）等の施設の運営等の業務を行うことにより、医療法第三十条の四第二項第五号イからホまでに掲げる医療、リハビリテーションその他地域において必要とされる医療及び介護を提供する機能の確保を図り、もつて公衆衛生の向上及び増進並びに住民の福祉の増進に寄与することを目的とする。</p>	<p>（機構の目的）            第三条 独立行政法人地域医療機能推進機構（以下「機構」という。）は、国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百十号）第七条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第七十九条の施設及び健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百五十条第一項又は第三項の事業（政府が管掌していた健康保険に係るものに限る。）の用に供していた施設であつて厚生労働大臣が定めた施設である並びに附則第四条第一項の規定により厚生労働大臣が定めた施設である病院（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院をいう。第十三条第一項第一号において同じ。）、介護老人保健施設（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設をいう。第十三条第一項第二号において同じ。）等の施設の運営等の業務を行うことにより、医療法第三十条の四第二項第五号イからホまでに掲げる医療、リハビリテーションその他地域において必要とされる医療及び介護を提供する機能の確保を図り、もつて公衆衛生の向上及び増進並びに住民の福祉の増進に寄与することを目的とする。</p>

○ 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五十二号）（抄）（附則第二十五条関係）  
 【令和三年四月一日若しくは公布日のいづれか遅い日施行又は令和四年三月三十一日までの間において政令で定める日施行】  
 （傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第七条 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律の一部を次のように改正する。</p> <p>〔第二章の二 再編計画の認定（第十一条の二―第十一      第三章 特定民間施設の整備（第十二条―第二十二      第四章 社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報      第五章 雑則（第三十三条）      第六章 罰則（第三十四条―第三十六条）</p> <p>〔第三章 国民の保      〔第三章の二 再編      第四章 特定民間      第五章 社会保険      第六章 国民健康      第七章 雑則（第      第八章 罰則（第      健医療の向上及び福祉の増進に資する情報の分析等の推進（第十      計画の認定（第十二条の二―第十二条の十）      施設の整備（第十三条―第二十三条）      診療報酬支払基金の業務（第二十四条―第三十四条）      保険団体連合会の連結情報提供業務（第三十五条―第三十七条）      三十八条・第三十九条）      四十条―第四十三条）      二条）</p>	<p>第七条 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律の一部を次のように改正する。</p> <p>〔第三章 特定民間施設の整備（第十二条―第二十二      第四章 社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報      第五章 雑則（第三十三条）      第六章 罰則（第三十四条―第三十六条）</p> <p>〔第三章 国民の保      〔第三章の二 再編      第四章 特定民間      第五章 社会保険      第六章 国民健康      第七章 雑則（第      第八章 罰則（第      健医療の向上及び福祉の増進に資する情報の分析等の推進（第十      施設の整備（第十三条―第二十三条）      診療報酬支払基金の業務（第二十四条―第三十四条）      保険団体連合会の連結情報提供業務（第三十五条―第三十七      三十八条・第三十九条）      四十条―第四十三条）      二条）</p> <p>に改める。</p>

に改める。

(中略)

第三十五条第一項中「第十一条の七」を「第十二条の七」に、「第十八条」を「第十九条」に改め、「をした」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条を第四十二条とする。

第三十四条中「支払基金又は受託者の役員又は職員が、第二十九条第一項の規定により報告を求められて、これに従わず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき」を「次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者」に改め、同条に次の各号を加える。

(中略)

第十六条を第十七条とし、第十二条から第十五条までを一条ずつ繰り下げる。

第三章を第四章とする。

第二章の二中第十一条の十を第十二条の十とし、第十一条の九を第十二条の九とする。

第十一条の八第一項中「第十一条の三各号」を「第十二条の三各号」に改め、同条第二項中「第十一条の四及び第十一条の五」を「第十二条の四及び第十二条の五」に改め、同条を第十二条の八とする。

第十一条の七を第十二条の七とする。

第十一条の六第三項中「第十一条の二第三項」を「第十二条の

(中略)

第三十五条第一項中「第十八条」を「第十九条」に改め、「をした」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条を第四十二条とする。

第三十四条中「支払基金又は受託者の役員又は職員が、第二十九条第一項の規定により報告を求められて、これに従わず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき」を「次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者」に改め、同条に次の各号を加える。

(中略)

第十六条を第十七条とし、第十二条から第十五条までを一条ずつ繰り下げる。

「第三項」に改め、同条を第十二条の六とする。

「第十一条の五を第十二条の五とし、第十一条の四を第十二条の四とし、第十一条の三を第十二条の三とし、第十一条の二を第十二条の二とする。

第二章の二を第三章の二とし、第二章の次に次の一章を加える。

(中略)

附則第一条の三第一項中「第二十三条」を「第二十四条」に改め、同条第二項中「第二十四条第一項」を「第二十五条第一項」に、「前条各号」を「(以下「医療機関等情報化補助業務」という。)並びに」に、「前条各号及び附則第一条の三第一項各号」を「並びに附則第一条の三第一項の規定により行う同項各号に掲げる業務(以下「医療機関等情報化補助業務」という。)並びに前条の規定により行う」に改める。

第三章を第四章とし、第二章の次に次の一章を加える。

(中略)

附則第一条の二第一項中「第二十三条」を「第二十四条」に改め、同条第二項中「第二十四条第一項」を「第二十五条第一項」に、「前条各号」を「(以下「医療機関等情報化補助業務」という。)並びに」に、「前条各号及び附則第一条の二第一項各号」を「並びに附則第一条の二第一項の規定により行う同項各号に掲げる業務(以下「医療機関等情報化補助業務」という。)並びに前条の規定により行う」に改める。

○ 防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）（抄）（附則第二十七条関係）  
 【令和七年四月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>2 （略）</p> <p>（防衛医科大学校卒業生の医師国家試験等の受験資格）            第十七条 防衛医科大学校卒業生（前条第一項第一号の教育訓練を修了した者に限る。）は、医師法（昭和二十三年法律第二百一号）<u>第十一条第一項の規定の適用については、学校教育法に基づく</u>大学において、医学の正規の課程を修めて卒業した者とみなす。</p>	<p>2 （略）</p> <p>（防衛医科大学校卒業生の医師国家試験等の受験資格）            第十七条 防衛医科大学校卒業生（前条第一項第一号の教育訓練を修了した者に限る。）は、医師法（昭和二十三年法律第二百一号）<u>第十一条の規定の適用については、同条第一号に該当する者と</u>みなす。</p>